

東京都八街学園

I 施設概要

所在地	千葉県八街市八街に151
-----	--------------

	事業種別		定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和7年度の運営方針

利用者本位のサービスを徹底し、児童の個性や自主性を尊重し、安全・安心を確保するとともに、職員と児童との信頼関係を育みながら、児童一人一人に寄り添い、自立に向けた専門的支援を進める。

また、「事業団第Ⅲ期中期経営計画」に掲げる取組を着実に進め、人材の確保・育成に取り組むとともに、業務の見直しなど効率的な施設運営に努める。

児童の権利擁護を第一とし、本人にとって最善のサービスを提供することを最重要の取組と位置づけ、児童の意思を尊重したサービスの提供を行い、自己実現と人生の可能性を広げる支援を行っていく。

また、児童の安心安全な生活を確保することは施設運営の中で最も基本的かつ重要であるため、施設内虐待や暴力などは、小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する必要がある。そのため、施設を挙げて「重大事故ゼロ運動」を実施する中で、職員一人一人が事故を起こさないという強い自覚を持つとともに、職員同士が日常的に児童への支援を確認し合い、支援課題等を関係者間でしっかり共有していくなど、児童や職員間における適切な関係性や環境づくりの充実を図っていく。

さらに、令和7年度においても、施設の小規模化及び家庭的養護の一層の推進を図るためグループホームを運営し、地域社会とより身近な交流を行いながら一般家庭に近い生活体験を送ることができる環境を児童に提供し、将来の自立に向けた支援を行っていく。

III 実施計画

令和6年度の方針として、改正児童福祉法の理解を深めるとし、年度開始の全体会議では法改正の説明を行うとともに、職場内研修の実施や児童相談所と連携して権利の啓発活動に取り組んできた。また、施設生活を送る当事者である児童等が、自分たちの生活に対して意見を十分に表明できる体験として、児童の意見を反映した行事や各生活寮に意見箱を設置するなど、意見を適切に取り扱う仕組みを推進してきた。

令和7年度も引き続き、幼児から高校生まで幅広い年齢層の児童に対する支援が必要であり、被虐待児や発達障害児などの専門的支援を必要とする児童が増えている状況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア 児童の意見表明の支援

児童の意見表明等支援を丁寧を実施していく。実施に当たっては、有識者を招へいし、研修機会を設ける等、職員の更なる理解及び意識醸成を図る。

また、従前より実施している苦情等解決のための「なんでも相談」や令和6年度に全ての児童寮に設置した相談ボックスの活用も積極的に行い、児童に意見や要望等を表明する機会を提供し、児童の様々なニーズに対応して、更なるサービスの向上に努める。

イ 自立支援計画の策定

児童が意見を述べる機会を積極的に確保して、児童の意向を聞き取り、支援者と児童の十分な対話を経て合意されたニーズに基づき、支援方針を定めていく。

また、他職員も含めた多角的な視点でアセスメントをしたうえで、策定された計画について児童に同意をとる等、児童自身が参画できる支援計画を目指す。

策定した計画に基づき、各職員や他機関と連携・協力しながら支援を進め、合意されたニーズの先にある、児童の最善の利益の実現を目指す。

ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和6年度に高く評価された「特に良いと思う点」について継続して取り組み、更に内容の充実に努める。令和7年度も引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの向上に努めるとともに、令和6年度の改善事項については、取組計画に基づき改善を図るとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、常に第三者の視点からサービスを点検・評価し、その指摘を踏まえて改善策を検討・実施するPDCAサイクルを定着させ、サービス水準の向上を図る。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 実習生やボランティアを積極的に受け入れ、人材の確保に力を入れ、毎年新しい職員を迎え入れながら事業所のマンパワー向上を図っている。
- ② 5年から10年の期間を設け、自立支援担当職員がアフターケア計画に沿った支援を行い、卒園生の生活の安定を図っている。

- ③ 事前面接や入所時面接を経て生育歴や生活背景をとらえ、自立支援計画に生かせるように努めている。

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 新しい職員や若い職員を育てるリーダー等の中堅職員の育成や人材の確保に、より力を入れることに期待したい
- ② 小規模グループケア・個室化を推進し、グループホームも設置するなど、より良い環境整備を進めており、さらなる進展に期待したい
- ③ 子どもの意向や意見の聞き取り内容が支援計画に生かされ、自ら計画・目標が理解できる取り組みに期待したい

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 現場リーダー及び次世代を担うリーダー層の育成観点から、リーダーの補佐役を各寮に配置し相互サポート体制を構築するとともに中堅職員の育成を行う。人材確保については、引き続き養成校との連携に力を入れて、学生に向けた講義などを展開し、学生の学びのフィールドとして、施設の柔軟な活用を展開し、福祉人材の確保を進める。
- ② 令和5年度に開設したグループホームに対する総括を行い、更なる展開を推進し、本体施設の小規模グループケア及び個室化を図る。そのためグループホームの更なる展開に向けたPTを立ち上げ、開設準備を進めるとともに、本体施設との連携やグループホーム間の連携等の組織体制を構築する。
- ③ 子どもの最善の利益は子どもの意見表明の先にあるという前提に立ち、子どもの意見表明に対する具体的な知識と対応を学ぶ研修機会を設定し、子どもを権利の主体として尊重し、意見を表明できる組織環境を整える。子どもの権利に対する啓発活動を実践し、意見をもとに支援方針や計画が協議、検討されることを児童等に対して十分に周知していく。

令和7年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和6年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

エ 苦情解決制度の充実

第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、児童等が意見・苦情を伝えやすい環境を整備するとともに、苦情に対する迅速な対応等に取り組む。

また、相談後は、児童寮で一緒に夕食を取るなど、相談しやすい雰囲気作りを進める。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
2人（弁護士、元主任児童委員）	年12回

オ ユーザー満足度調査の実施

児童の率直な意見や要望、困りごと等を把握し、児童の声を十分に踏まえて支援の向上や改善に取り組むため、ユーザー満足度調査を行う。

児童から出された意見や要望等については、職員間で協議のうえ、児童にフィードバックするとともに、必要な環境整備等を行う。

実施内容	実施時期
学園生活における児童の満足度や要望等を把握するため、全児童向けに実施	11月

（２）アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア リービングケアの充実

児童のリービングケア（退所準備）として、家庭支援専門相談員と寮担当職員が協働しながら、児童相談所や保護者と関係を構築する。その上で児童及び保護者の意向や目的を確認しながら、面会や親子宿泊及び帰省を実施して親子関係の再構築を目指す。さらに、状況を見ながら関係機関との関係者会議を行い、双方にとって、親子再統合の最適なタイミングを見極める。

また、進学や就職等を希望する児童には、通塾やネット学習等により更なる学力向上の機会を提供するとともに、自活訓練や就職のための職場体験等を実施するなど、退所後の選択肢を広げるための支援を計画的に実施する。

さらに、措置延長について児童に情報提供し、必要に応じて継続的な支援を実施していく。

(ア) 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延20泊
	対象児童 5人
保護者との面会、外出	延45回
	対象児童15人

(イ) 自立に向けた支援

	計 画
学習会等実施回数	延15回
	中学生・高校生対象
学習塾通塾児童	9人
	対象児童 30人
	(小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり14日 延28日
	対象児童 2人

(ウ) 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生 2人) (進路先内訳：大学、短期大学、専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

自立支援担当者等が中心となって、個別アフターケア支援計画を適宜見直し、その充実に努めるなど、在園時の早い時期から児童の自立に向けた意識を醸成していく。また、退所児童については、生活相談や進路相談等を積極的かつ真摯に受けていく。

(ア) 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	43人 ／対象児童62人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	19人

(3) アクション③ 虐待防止の徹底

児童の人権を守り、安全・安心な生活を確保することは、施設運営の中で最も基本的かつ重要である。職員一人一人が権利擁護や虐待防止に関する知識・意識を高め、支援技術の向上を図る必要がある。

重大事故ゼロの徹底に向け、職員個人の目標設定、職員倫理綱領や虐待防止マニュアル等の周知徹底、新任職員への支援上のルールの早期教育、施設内研修や虐待等防止委員会等における職員の意識啓発を図る取組の強化など、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する。

研修に関しては、悉皆研修として、虐待防止（総論）研修を全職員が必ず年1回受講（e-ラーニング）し、虐待防止に関する知識・能力の向上を図る。

また、直接支援職員の意識・支援技術の向上を目的とした事例研究等を行う研修、管理監督者向けの「虐待をさせない風土づくり」等を学ぶ研修、支援現場の中心的役割を担う中核職員向けの虐待の芽の早期発見を目標とした研修等に幅広く職員を参加させる。

さらに、「重大事故ゼロ運動」や管理監督層による棟会への参加、相談しやすい職場づくり、全職員アンケートによる意見交換会の実施など、児童の権利擁護に向けて重点的に取り組む。

また、夜間支援体制として、夜間休日リーダーを設け、夜間や休日等の職員体制が手薄な場合において、職員間の連携強化を図る。夜間休日リーダーは、児童棟間のコミュニケーションを円滑に行って、状況把握を行うとともに、積極的に寮職員からの相談に応じてアドバイスなどを行う役割を担う。

あわせて、対応が困難な児童に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、児童の状況に応じた適切な支援を進める。

令和7年度においても、児童の行動への理解を深めるためのトラウマ・インフォームド・ケアに関する研修等や、職員の感情コントロールを強化するためのアンガーマネジメント研修等に重点的に取り組むほか、監督者層や専門職と直接支援職員との意思疎通を積極的に行い、各種課題の早期発見と早期対応を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年6回	不適切な支援や児童虐待の防止等に向けた取組、安全対策等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

(4) アクション④ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを改めて周知徹底する。ヒヤリ・ハット報告については、年6回、リスクマネジメント委員会において集計結果をフィードバックし、支援上、特に注意すべき事例については発生防止策や対応方法等を検討する。また、万が一事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事後検証を行い、原因の究明や問題点への対応の見直しを図り、再発防止を徹底する。また、児童の安全確保、権利保護を目的として、見守りカメラを積極的に活用する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会（再掲）	年6回	不適切な支援や児童虐待の防止等に向けた取組、安全対策等
救命救急講習会	年1回	消防署等との連携による講習

イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、情報セキュリティ責任者の指導監督のもと、チェックリストによる自己点検の実施等により、個人情報の適正な管理を徹底する。

ウ 災害、防犯対策の取組

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持していくため、事業団全体における連携・協力体制をより強化するとともに、事業継続計画（BCP）及び対応マニュアルに基づく定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行う。

また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施する。不審者対策等の防犯対策について、関係機関等と連携して必要な訓練等や対応を進める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年12回	火災・地震避難訓練、夜間想定訓練等
防犯教育	年1回	防犯啓発教育

エ 感染症対策の徹底

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス感染症をはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するため、必要に応じてマスクの着用に加え手洗いの励行、消毒・除菌等の予防策を徹底するとともに、マニュアル等に基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症対策訓練	年2回	感染症対策指針に基づき、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス感染症等の拡大防止を目的とする
キッチン等検査	年2回	食中毒防止、食の安全の確保

2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

(1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的

支援を提供

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

セーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

また、園内外の各種活動等を通じて、入所児童が自信の回復ができる場を提供していく。

<参考 令和7年3月1日現在>

中学生・高校生の人数（割合）	全34人中20人 58.8%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全34人中22人 64.7%

<参考 令和6年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全36人中21人 58.3%
-------------------	----------------

イ 専門的な支援の充実

(ア) NPO 法人によるインターネット・リスク・セミナーや、助産師が講師となり児童が命の大切さを実感する二分の一成人式を開催するなど、外部講師によるプログラムの積極的活用を図る。

(イ) 小・中学校等の教育機関や地域資源等との連携を強化し、教育機会の確保に

積極的に取り組む。

(ウ) 学習指導や進路指導について、中学生学習会の実施、学習ボランティアの確保や通塾等の活用に積極的に取り組み、児童の基礎学力向上を図る。

(エ) 児童相談所等と連携し、入所時及び入所後のアセスメントの充実を図る。

(オ) 自立支援担当者等を中心に、個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童のアフターケアの強化、充実を図る。

＊ 心理職員による児童へのケア

() は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和7年3月1日現在）

個別面接	延477人 (全34人中27人、79.4%)	心理面接、コンサルテーション、SST等
------	---------------------------	---------------------

ウ 家庭的な寮運営

各寮において児童と職員の話合いの場である「寮会」を定期的を開催し、児童に生活の主体者としての意識付けを行い、児童の要望を取り入れながら、家庭的雰囲気のある寮運営に努める。

土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するほか、自主調理、出張調理、行事食、郷土料理などを通じて、より家庭に近い食生活を提供する。

(ア) 自主調理・出張調理

自主調理	年18回	各寮6回×3寮
出張調理	年18回	各寮6回×3寮

<参 考 令和7年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全34人中22人、64.7%
-----------------------	----------------

(2) アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

ア OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組むとともに、中堅職員に対する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTの更なる活性化・定着化を進める。新任職員に対しては支援に関する意識の向上や技術の習得を目的とし、中堅職員によるマンツーマンOJT（4月中約2週間）、新任職員学習会、ペアレントトレーニング（支援技術向上プログラム）を実施していく。

イ 計画的・効果的な研修の実施

虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での受け入れが困難なため措置変更された児童等、それぞれの特性に応じた適切な支援を継続して提供できるように、職員の専門性を高める研修を計画的・多角的に推進する。

全職員に対して、必要な研修の情報を提供するとともに、外部の各種研修や他施設への派遣研修・視察等を計画的に実施し、研修で得られた知識や技術をフィードバックできる体制作りに努める。これらの取組により、職員の専門性や支援技術の一層の向上を図る。

研修内容	対象者	実施時期
園内研修（課題別対応・性教育等）	全職員	年2回
新任職員学習会（資質向上に向けて）	採用・転入1年目職員	年6回
事例検討会（被虐待児対応等）	全職員	年2回
マルトリートメント（不適切な養育） 防止研修	全職員	年1回

ウ 外部専門家、外部医師等との連携

事例検討会のアドバイザーとして大学教授（医師）や外部専門家の協力を仰ぐことや、児童精神科医師による巡回相談等を通じて、支援に関する知識の習得及び効果的な支援技術を学び、職員の支援力の向上を図り、困難事例に適切に対応できるようにする。

（3）アクション③ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生受入れ校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施していく。

イ 職員の離職防止の取組

離職防止の観点から、風通しの良い職場づくり、業務の効率化、職員の負担軽減などを実施していく。

（4）アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での支援が

困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

(5) アクション⑤ 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢

献

社会福祉士・保育士・心理職養成の施設実習を、通年で計画的に実施する。教育機関及び児童相談所等からの研修生受入れについては、年4回開催の事例検討会を公開し、受け入れる。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	34人／412人	大学 12校 専門学校 3校
事例検討会への受入れ（研修生受入れ）	4人／4人	児童相談所福祉司など
施設見学の受入れ	20人／20人	教育機関、公的機関等

3 施設機能の活用と地域共生の推進

(1) アクション① 地域における子育て家庭等を支援

地域の子育て支援の一環として、小中学校PTA活動への協力、子ども会活動への参画を通して、地域に貢献する。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
職場内研修	千葉県内福祉施設職員	1回	3人

(2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

ア 地域における公益的な取組

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域の社会福祉法人や市との連携による地域支援策を検討する。

イ 多様な主体との連携

地域ボランティアやNPO法人、地域他法人等と連携し、児童の社会参加や

地域との交流を積極的に促進する。そのための情報収集や広報による募集等を計画的に実施する。

事 項	延人数	内 容
学習指導等	5人	登録ボランティア
余暇活動等	5人	登録ボランティア
興津臨海	5人	NPO法人主催

ウ 地域との連携・協力関係の強化

地域のニーズに対応するため、社会福祉協議会や地域行事等の活動に参加するなど、地域と施設の相互交流を推進する。また、子ども会をはじめとする自治会活動に参加し、地域との交流を深めていく。

遊歩道や広場等を地域住民に開放するとともに、納涼祭等の行事への住民参加を推進し、地域との連携・協力を進める。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
子ども会（役員会）	地域子ども会 毎月1回・20人
子ども会行事 （バスハイク・農業体験等）	地域子ども会 各1回・各50人
夏祭り	地域住民 年1回・50人
秋祭り（祭礼）	地域住民 年1回・50人

エ 災害対策における地域との連携

防災、減災対策を強化するため、地元自治会等の開催する防災委員会等に参加するなど、地域との連携を図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災委員会	2回	自治会主催 地域の防災・減災対策、相互協力等

4 運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクション② 経営の健全化のための財源の確保

業務の改善や契約内容等の精査など効率的な施設経営に努めるとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進する。

(2) アクション③ DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

デジタル技術を活用して会議記録のリアルタイム化を図ることにより、園内会議の議事内容等を職員間で迅速かつ円滑に共有するとともに、会議資料のペーパーレス化を推進する。

園内 ICT 会議を開催し、インターネット環境における児童を取り巻く問題等について検討し、児童がデジタル機器を安全に使用できるよう環境整備を行う。

また、関係機関や保護者とのオンライン面会やオンライン研修を積極的に進め、業務の効率化や職員の長距離移動の負担を軽減する。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

職員が主体性を持って働くことで、やりがいを実感できるようにするため、職場内のミーティングや意見交換を活発に行うとともに、日頃のコミュニケーションをさらに活性化する。

また、メンタルヘルス対策やハラスメント・チェックリストの実施、職員への相談窓口の周知などの対策により、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備を推進する。

また、職員提案制度や職員アンケート等の機会を通して、職員一人一人に業務改善の意識を浸透させるとともに、中堅・若手職員のアイディア等を活用するなど、積極的にチャレンジできる職場環境づくりを進める。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

職員一人一人から組織全体に至るまで、高い倫理性が求められるため、コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------